不祥事によるお詫びについて

当組合職員による道路交通法違反（酒気帯び運転）がありましたのでお知らせします。

本事案は住民の信頼を著しく失墜させる行為であり、また、多くのみなさまにご迷惑をおかけしましたことに深くお詫び申し上げます。

不祥事を起こした本人及び管理監督責任として上司３人を次のとおり処分いたしました。

①　処 分 内 容　　本　　人・・・停職５月
　　上司２人・・・訓告
　　上司１人・・・厳重注意
②　処分年月日　　令和２年５月２９日

当消防組合では日頃から飲酒運転の撲滅を指導していたにもかかわらず、取り組みが不十分であることを痛感しております。

今後は、再発防止を徹底するとともに、みなさまからの信頼の回復のため、職員一丸となり、より一層安心安全のまちづくりに取り組んでいく所存でございます。

令和２年５月２９日

大垣消防組合消防長